

2025 年 5 月 28 日
文書番号：品-25-049

株式会社リガルジョイント
神奈川県相模原市南区大野台 1-9-49
営業本部 部長 井上幸太



該 非 判 定 書

次の弊社製品が輸出貿易管理令別表第 1 及び米国輸出管理規制 (EAR) に掲げる貨物に該当するか否かについて、以下の通り判定します。

製品名	型式	対象項番
水フィルター又はその部品	1F*	なし (対象外)

「*」は、桁数の制限の無いあらゆる英数字、記号の組み合わせを示しております。

判定結果： 対象外

理 由： 輸出貿易管理令の別表第 1 の 1 から 15 までの項の中欄に、上記貨物と対比すべき項目がない為。

注 記： 本情報は 2025 年 5 月 28 日施行の輸出貿易管理令、及び関連する省令等で判定しております。

なお、キャッチオール規制では第 16 項の規制対象品となります。

仕向地、客観要件及びインフォーム要件を確認の上、輸出手続きをお願い致します。

米国輸出管理規則 (EAR) につきましては対象品目外の為、対象外と判定します。

以上